

証券コード 3322
2020年6月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区東1丁目26番20号
アルファグループ株式会社
代表取締役社長 吉岡 伸一郎

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、座席の間隔を拡げることから座席数が例年より大幅に減少いたしますので、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。そのため、**株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます**。併せて、後記「新型コロナウイルス感染症対策に伴う株主様へのご協力のお願い」に記載の事項をはじめとする必要な措置を、当社の判断で講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年6月25日（木曜日）午後6時30分まで**に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
※受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号
アイビーホール青学会館 グローリー館 2階 ミルトス
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第23期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第23期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

◎代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 株主総会でのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.alpha-grp.co.jp/ir/kabu>）に掲載しております。なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.alpha-grp.co.jp/ir/kabu>）に修正後の事項を掲載させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を踏まえた各種対応についても、同ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。
- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う株主様へのご協力をお願い
1. ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、ご来場の際には必ずご利用ください。
2. 会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間を経過していない方は入場をお控えいただく場合がございます。
3. 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
4. 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間で行う予定でおります。報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきますので、事前に招集通知にお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。
5. 接触感染のリスク低減のため、飲料のご提供も中止とさせていただきます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、消費税増税や米中貿易摩擦の長期化等がありつつも、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いておりましたが、第4四半期以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期末にかけて景気は急激に悪化しました。

このような経済情勢の中、当社グループは、既存事業において堅調な収益を確保すると共に、数期にわたる投資の結果として育ち始めた環境商材事業を強固な収益基盤へと育て上げるべく事業運営に注力してまいりました。

モバイル事業におきましては、2019年10月施行の改正電気通信事業法に対応した新料金プランを各通信事業者が打ち出していることや新たな通信事業者が参入予定であること、またこの数年でMVNO（仮想移動体通信事業者）端末の普及がさらに進み、顧客の通信端末利用環境がより多様化していることなどから、市場におけるサービス競争は新たな局面を迎えております。

各通信事業者における長期利用顧客の維持・拡大を企図した施策を受けて買い控えが生じる一方で、消費税増税や新料金プラン導入前の駆け込み需要等の外部的要因により販売台数が減少したため、前期より売上高が減少しております。このような市場の変化へ対応するための取り組みの1つとして、サービス内容が複雑になるなどより専門性が求められるようになった携帯電話販売ショップへ従業員を派遣する人材派遣を新たに開始いたしました。なお、スマートフォンアクセサリ専門ショップにつきましては、2019年11月1日付けでこれを主管していた当社連結子会社の全株式を譲渡し、事業運営から撤退いたしました。この結果、当該事業の出店等に要する費用が発生しなかったため、営業利益が前期より増加しております。

オフィスサプライ事業におきましては、オフィス用品を主対象とする通信販売事業者のみならず、大手通信販売事業者も参入してきたことにより、市場環境は厳しさを増しております。

そのような中で、引き続き当社保有のコールセンターの活用により「カウネット」の新規顧客獲得と既存登録顧客への継続利用の促進を行うなどの取り組みに注力すると共に、これまでコールセンターにおいて培ったノウハウを活用し、グループ内でのシナジーを図って、環境商材事業における新規顧客獲得などにも取り組みました。

環境商材事業におきましては、LED照明機器の販売・レンタルを主軸に、ウォーターサーバーで使用するウォーターパックの販売、保有ソーラーパークを活用した太陽光発電、電力の小売などを展開しております。

LED照明機器の販売・レンタルにおきましては、将来収益の確保のため、契約時点において費用が発生することになるレンタルというスキームを特に積極的に推し進め、様々な業種の法人

顧客に対して導入の提案を行いました。しかしながら、特に当社が注力している営業先が医療法人であるところ、新型コロナウイルス感染拡大により、営業活動及びLED照明機器の設置工事の実施に大きく支障をきたし、第4四半期にかけて見込んでいた収益が減少いたしました。

ウォーターパックの販売では、新規の利用顧客の獲得といった活動は行っていないものの、既存顧客の継続的な購入により、堅調に収益を確保しております。また、太陽光発電におきましても、新たな投資を控えて売電収入の確保に注力しております。これら2つの商材においては、投資に対して最小限の費用で継続収益を確保するというビジネスモデルを確立しております。

電力の小売に関しましては、一般家庭や商店などを対象とする低圧区分まで電力自由化の動きが広がり、小売が完全に自由化されたことを受けて、2018年7月より当社グループにおきましても「アルファ電力」の提供を開始し、特に低圧で受電する法人顧客をターゲットに営業活動を展開しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高198億83百万円（前年同期比8.7%減）、営業利益4億55百万円（前年同期比33.7%増）、経常利益6億4百万円（前年同期比21.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5億91百万円（前年同期比296.9%増）となりました。

事業部門別売上高の状況

事業部門	売上高(千円)	構成比(%)	前期比(%)
モバイル事業	12,313,143	61.9	82.4
オフィスサプライ事業	6,069,580	30.5	98.8
環境商材事業	1,501,061	7.6	214.8
合計	19,883,785	100.0	91.3

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は179,055千円であり、その主なものはレンタル用資産の購入及び店舗出店に伴う内装工事等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度及び翌事業年度の設備投資並びに運転資金に充当するため、金融機関から長期借入金として450,000千円を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

2019年11月1日付けで株式会社インチャージの全株式を譲渡し、同社が主管していたスマートフォンアクセサリ専門ショップに関する事業運営から撤退いたしました。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2017年 3 月期)	第 21 期 (2018年 3 月期)	第 22 期 (2019年 3 月期)	第 23 期 (2020年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	23,739,691	21,235,113	21,790,037	19,883,785
経 常 利 益(千円)	594,700	243,967	498,262	604,108
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	315,023	46,558	149,143	591,975
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	110円64銭	16円47銭	52円77銭	104円73銭
総 資 産(千円)	7,981,015	8,775,926	9,333,315	8,579,310
純 資 産(千円)	3,713,401	3,721,434	3,833,986	4,373,894
1 株 当 たり 純 資 産(円)	1,313円87銭	1,315円34銭	1,353円11銭	773円78銭

(注) 当社は2020年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2017年 3 月期)	第 21 期 (2018年 3 月期)	第 22 期 (2019年 3 月期)	第 23 期 (2020年 3 月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	6,371,479	6,177,144	6,051,428	6,764,524
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△32,108	△79,180	195,842	△149,804
当期純利益又は当 期 純 損 失 (△) (千円)	△38,271	△101,492	193,809	78,577
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△13円44銭	△35円91銭	68円57銭	13円90銭
総 資 産(千円)	5,111,830	5,894,440	6,120,427	5,397,164
純 資 産(千円)	1,694,065	1,554,046	1,711,264	1,737,775
1 株 当 たり 純 資 産(円)	599円39銭	548円48銭	602円05銭	307円43銭

(注) 当社は2020年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) アルファライズ	90,000千円	100%	オフィス用品の通信販売及びポトルウォーターの販売
アルファインターナショナル(株)	100,000千円	100%	移動体通信機器の販売
アルファエネシア(株)	10,000千円	100%	再生可能エネルギー事業
(株) クロード	30,000千円	100%	人材派遣業

(注) 2019年10月1日付けで、携帯電話販売ショップへ従業員を派遣することを主たる業務とする株式会社クロードを新たに設立いたしました。また、2019年11月1日付けで株式会社インチャージの全株式を譲渡し、同社が主管していたスマートフォンアクセサリ専門ショップに関する事業運営から撤退いたしました。

(10) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、「人に、よりよく」を企業理念とし、企業活動の基本方針として事業を行っております。

これまでの当社グループの成長を支えてきたものは、事業機会の創出やマーケティング全般にわたるサポート、そして販売実績の向上等を通じて培ってきた、販社及び販売代理店との信頼関係です。

今後とも更なるご信頼をいただけるよう、新商材やサポート、ソリューションサービスを充実し、販社と代理店双方の「ベストビジネスパートナー」を目指してパートナー企業と共に成長し続けるため、知恵と情熱を注ぎ続けてまいります。

② 目標とする経営指標

当社グループは、株主利益の増大を重視し、収益性と資本効率を高めることにより総合的に企業価値の最大化を図るという観点から、売上高営業利益率及び連結ROE（株主資本当期純利益率）を重要な経営指標と定め、その向上に努めることを中長期的な目標としております。

③ 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社の事業は継続収入の確保を基盤とするものであり、その基盤をより多く創造し、またより強固に成長させていくことが永続的な成長のための当社のミッションであると考えております。これを実現し、中長期的な成長力の強化を目指すため、当社はグループの持株会社として以下の取り組みをサポートしてまいります。

1. 代理店網の強化・拡充

当社グループの収益と成長力の源泉として各事業を大きく支えているのは代理店網であり、当社グループは販社と代理店がよりスピーディーに販路拡大、収益拡大できるように販売スタッフの教育、経営ノウハウの提供、販売・仕入情報等、さまざまな経営サポートを提供することで代理店網の基盤強化を進めてまいります。

2. スtockコミッション収入の増大

当社グループは、モバイル事業及びオフィスサプライ事業のように顧客獲得後、顧客の利用量に応じたストックコミッション収入が得られる商品・サービスの販売に注力することで、安定的かつ継続的な利益の獲得を通じて「継続的な利益成長」を目指してまいります。

3. 新商材の開発

ストックコミッション収入を生み出すためには、その源泉となる商材を確保することが不可欠となります。経営環境の変化に対応していくため、既存の収益基盤に満足することなく、常に新しい商材を開拓してまいります。

4. 経営効率の向上

経営資源の集約によるバックオフィス業務の効率化や業務フローの改善を実施し、機会損失やロスを最小限に抑えます。また、徹底したコスト管理とコーポレート・ガバナンスの充実、内部統制の整備により財務体質の健全化に努めてまいります。

(11) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社グループは、モバイル事業、オフィスサプライ事業、環境商材事業を軸に事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① モバイル事業

NTTドコモ、ソフトバンク、楽天モバイルの移動体通信端末の販売代理店事業、au一次代理店事業、移動体通信端末の販売に特化した人材派遣業

② オフィスサプライ事業

株式会社カウネットのエリアエージェント事業（注1）及びエージェント事業（注2）

③ 環境商材事業

LED照明機器の販売・レンタル、ウォーターサーバー事業の販売代理店、メガソーラー発電施設により発電された電力の販売、電力の小売

(注) 1. 株式会社カウネットと委託販売契約を締結した代理店をエリアエージェントと呼んでおります。

エリアエージェントは、登録顧客の開拓と管理を行うエージェントとして、オフィス用品のユーザーとなる法人顧客の拡大営業を行うと同時に、法人顧客を開拓するエージェントを開拓及び管理する一次代理店の機能を果たすことを株式会社カウネットに委託されております。

2. 株式会社カウネット所定のエージェント登録手を完了した販売店をエージェントと呼んでおります。エージェントは、株式会社カウネットの登録法人顧客の開拓及び管理等を行う販売店であります。

(12) **主要な事業所** (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

(株)アルファライズ	東京都渋谷区
アルファインターナショナル(株)	東京都渋谷区
アルファエネシア(株)	東京都渋谷区
(株)クロード	東京都渋谷区

(13) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
モバイル事業	139名	66名減少
オフィスサプライ事業	8	1名増加
環境商材事業	18	4名減少
全社(共通)	23	4名減少
合計	188	73名減少

- (注) 1. 使用人数には、アルバイト(40名)は含んでおりません。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前期末と比べて73名減少しておりますが、その主な理由は、2019年11月1日付けで子会社の株式会社インチャージを売却したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40名	8名減少	37.4歳	6.3年

事業部門	使用人数
環境商材事業	17名
全社(共通)	23
合計	40

(注) 使用人数には、アルバイトは含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	383,970千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	350,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	314,250千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	229,980千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	191,308千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	160,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,080,000株
- ② 発行済株式の総数 3,481,200株 (自己株式654,883株を含む)
- ③ 株主数 510名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 岡 伸 一 郎	847,900株	30.0%
兼松コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 菊地孝	416,000株	14.7%
株式会社工クステンド 代表取締役 吉岡伸一郎	378,800株	13.4%
株式会社光通信 代表取締役 重田康光	287,400株	10.2%
株式会社マルチメディアネットワーク 代表取締役 村本竜司	206,700株	7.3%
日本証券金融株式会社 代表取締役 櫛田誠希	160,200株	5.7%
鷲 見 貴 彦	94,100株	3.3%
株式会社SBI証券 代表取締役 高村証人	49,800株	1.8%
アルファグループ役員持株会	38,900株	1.4%
楽天証券株式会社 代表取締役 楠雄治	22,100株	0.8%

- (注) 1. 当社は、自己株式を654,883株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ **その他株式に関する重要な事項**

当社は、2020年1月31日開催の取締役会において、2020年4月1日付けで普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、あわせて発行可能株式総数について当社定款を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は20,160,000株に、発行済株式の総数は6,962,400株にそれぞれ増加しております。

(2) **新株予約権等の状況**

① **当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	ふ り が な 氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	よ し お か し ん い ち ろ う 吉 岡 伸 一 郎	(株)アルファライズ 代表取締役社長 アルファインターナショナル(株) 取締役会長 アルファエネシア(株) 取締役 (株)クロード 取締役
取 締 役	と く や ま む ね と し 年 徳 山 宗 年	アルファインターナショナル(株) 代表取締役社長 (株)アルファライズ 取締役 アルファエネシア(株) 取締役 (株)クロード 代表取締役社長
取 締 役	に し の 野 ゆ た か 裕 西 野 裕	アルファエネシア(株) 代表取締役社長
取 締 役	わ た な べ ま も る 守 渡 邊 守	渡邊司法書士・行政書士事務所 司法書士、行政書士
常 勤 監 査 役	ま つ ざ き す す む 進 松 寄 進	
監 査 役	た か は し ら い た 太 高 橋 雷 太	(株)吉田経営 代表取締役 (株)プロゴフス 社外監査役 長島商事(株) 社外監査役 エム・ビー・シー開発(株) 社外監査役 (株)新生社印刷 社外監査役 鹿児島ディベロップメント(株) 社外取締役
監 査 役	あ お む ら か つ ひ こ 彦 青 村 克 彦	

- (注) 1. 取締役山中一浩氏は、2019年10月31日を以て辞任いたしました。なお、辞任時における重要な兼職は、アルファインターナショナル株式会社取締役、株式会社アルファライズ取締役、株式会社インチャージ代表取締役社長及びアルファエネシア株式会社代表取締役社長でありました。
2. 取締役渡邊守氏は社外取締役であります。
3. 監査役は全員社外監査役であります。
4. 取締役渡邊守氏は、司法書士、行政書士の資格を有しており、会社法等に相当程度の知見を有しております。
5. 常勤監査役松寄進氏及び監査役青村克彦氏には、経験豊富な管理経験者の見識に基づくアドバイスを期待しております。
6. 監査役高橋雷太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は監査役松寄進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	4名	84,076千円
監 査 役	3	4,440
合 計 (うち社外役員)	7 (4)	88,516 (5,640)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2017年6月29日開催の第20回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額40,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記取締役報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,700千円を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役渡邊守氏は、渡邊司法書士・行政書士事務所の司法書士、行政書士であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役高橋雷太氏は、株式会社吉田経営の代表取締役、鹿児島ディベロップメント株式会社の社外取締役、並びに株式会社プロゴワス、長島商事株式会社、エム・ビー・シー開発株式会社及び株式会社新生社印刷の社外監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 渡 邊 守	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 松 寄 進	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、経験豊富な管理経験者の見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 高 橋 雷 太	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 青 村 克 彦	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、経験豊富な管理経験者の見識に基づき、適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議を11回行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 清陽監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することが困難ですので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任または不再任決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社と会計監査人清陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人清陽監査法人に悪意または重大な過失があった場合を除き、会計監査人清陽監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償の限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

当社では、業務の適正を確保するための体制整備のため、次のとおりの内部統制システム整備の基本方針を取締役会において決議しております。

1. 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及び子会社は、コンプライアンス体制に係る規程・マニュアル等を制定し、法令・定款及び社会規範を遵守し、その徹底を図る。コンプライアンスに関わる重要事項については、取締役及び各部門の長が出席する経営会議において検討、審議を行い、その結果を取締役会に報告する。
 - 2) 当社及び子会社は、コンプライアンス体制に関わる規程・マニュアルに基づき、より高い倫理観をもって誠実に行動することを規範として定めると共に、法令またはコンプライアンスガイドラインに違反する行為の未然防止に努める。
 - 3) 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する業務を主管しコンプライアンス委員長を務めると共に、コンプライアンス事務局を設置し内部通報制度及びコンプライアンス相談窓口を設けて、情報の確保に努める。
 - 4) 内部監査部門は、管理部門または監査役会と連携の上進捗状況を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社は、株主総会、取締役会及び稟議に係る文書等、取締役の業務執行に係る文書またはその他の情報について、文書管理規程に基づき、主管する部門が保存及び管理を行い、一定期間は閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、全社リスクマネジメント及び情報セキュリティについて管理部門が主体となって、当社及び子会社のリスク管理体制を整備する。管理部門は、会社方針と目標及び基本戦略を立案し推進する。そして、当社及び子会社の適切な情報セキュリティの確立及び改善を図るため、管理部門の指揮・監督・指導のもとに情報セキュリティに関する構築と継続した見直し、体制及び運用、モニタリング等による課題抽出及び改善の施策立案を行う。
 - 2) 当社は、当社及び子会社の財務リスク軽減を図るために経理規程、予算管理規程、外注管理規程等の社内規程により、リスク発生の可能性をビジネス遂行に必要とされる合理的な範囲に収める体制を構築する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、会社の組織機構、分掌業務並びに職務権限及び責任を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
 - 2) 当社は、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - 3) 当社は、持株会社制度を採用し、各子会社社長は、組織規程・職務権限規程等に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。
 - 4) 当社は、経営計画に基づき、各子会社の事業進捗を管理すると共に目標達成のための当社グループ施策を展開する。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社の役員等が子会社の取締役・監査役を兼任し、業務執行を監督・監査する。
 - 2) 当社は、関係会社管理規程に基づき、一定の基準を上回る事項については当社への決裁・報告制度により子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。
 - 3) 子会社は、当社からの経営指導等が法令に違反し、その他コンプライアンス上の問題があると認められた場合には、コンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス事務局長または監査役に改善策の策定を求めることができる。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 当社は、監査役の求めに応じて、管理部門の従業員に補助業務を行わせるものとし、監査役より命令を受けた従業員は、その命令に関して監査役の指揮命令に従い、取締役及び上長等の指揮命令を受けない。
 - 2) 当社は、補助業務にあたる従業員の人事異動について、監査役の意見を踏まえた上で行う。
7. 当社及び子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができる。
 - 2) 監査役は、当社及び子会社の取締役会その他社内主要会議に出席すると共に、必要に応じて当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員に対して説明を求めることができる。
 - 3) 当社は、内部通報制度を適切に運用し、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査役への報告体制を確保する。

- 4) 内部監査部門は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。
- 5) 当社は、監査役が監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、管理部門と連動し、監査役の閲覧する資料の整備に努める。
- 6) 当社は、監査役や内部通報窓口に対して報告・通報を行った者に対し、当該報告・通報を行ったことを理由としていかなる不利益も課してはならないものとし、その旨の周知徹底を図る。
- 7) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用または債務を処理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況については以下のとおりです。

1. 内部統制体制の運用状況

当社では、内部監査室による監査を通じて、内部統制システム全般の整備・運用状況を定期的に確認し、改善しております。なお、当事業年度においては、子会社を含め22組織部門の内部監査を実施いたしました。

また、上記体制のもと、内部統制委員会において金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

2. 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として毎月、取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うと共に、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役1名を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。当事業年度におきましては、取締役会を12回開催しております。なお、このほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議を11回行っております。

また、迅速な意思決定による経営の機動力の確保のため、経営会議を週に1回開催しております。

3. 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、管理部門にて経営管理体制の整備、統括を実施しており、関係会社管理規程を定め、当該事項の重要性に応じて子会社から事前の承認ないしは報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

4. 監査役

監査役は、当事業年度においては監査役会を13回開催すると共に、当社及び子会社取締役会その他重要会議への出席や取締役や従業員等からのヒアリングを通じて、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査し、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査役は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,332,419	流 動 負 債	3,105,234
現金及び預金	3,744,991	買掛金	1,159,762
売掛金	1,071,947	短期借入金	570,000
リース債権及びリース投資資産	87,840	1年以内返済予定長期借入金	552,514
商 品	587,081	未払金	231,479
貯 蔵 品	15,500	未払法人税等	89,762
未 収 入 金	440,832	賞 与 引 当 金	16,087
短 期 貸 付 金	268,063	そ の 他	485,628
そ の 他	119,317	固 定 負 債	1,100,180
貸 倒 引 当 金	△3,154	長 期 借 入 金	864,245
固 定 資 産	2,246,890	繰 延 税 金 負 債	16,581
有 形 固 定 資 産	915,895	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	69,074
建 物 及 び 構 築 物	183,479	そ の 他	150,280
機 械 及 び 装 置	267,056		
車 両 運 搬 具	736	負 債 合 計	4,205,415
工 具 、 器 具 及 び 備 品	311,887		
土 地	152,736	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	364,609	株 主 資 本	4,373,894
顧 客 関 連 資 産	340,666	資 本 金	728,734
そ の 他	23,943	資 本 剰 余 金	688,336
投 資 そ の 他 の 資 産	966,385	利 益 剰 余 金	3,841,963
差 入 保 証 金	760,703	自 己 株 式	△885,139
繰 延 税 金 資 産	44,930		
そ の 他	333,394	純 資 産 合 計	4,373,894
貸 倒 引 当 金	△172,643		
資 産 合 計	8,579,310	負 債 純 資 産 合 計	8,579,310

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	19,883,785		
売上	16,322,944		
売上	3,560,840		
繰上		3,491	
繰上		253,693	
繰上			△250,201
繰上			3,310,638
繰上			2,854,793
繰上			455,845
繰上			
繰上		2,995	
繰上		165,226	
繰上		3,149	
繰上		23,860	
繰上			195,231
繰上			
繰上		17,432	
繰上		11,000	
繰上		8,300	
繰上		5,804	
繰上		4,431	
繰上			46,968
繰上			604,108
繰上			
繰上		232,805	
繰上		436	
繰上		1,300	
繰上		11,703	
繰上			246,245
繰上			
繰上		1,637	
繰上		7,811	
繰上		9,537	
繰上		1,695	
繰上			20,682
繰上			829,671
繰上		215,948	
繰上		21,747	
繰上			237,695
繰上			591,975
繰上			591,975

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	728,734	688,336	3,292,382	△885,139	3,824,314
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△42,394		△42,394
親会社株主に帰属する 当期純利益			591,975		591,975
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	549,580	—	549,580
2020年3月31日 残高	728,734	688,336	3,841,963	△885,139	4,373,894

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2019年4月1日 残高	—	—	9,672	3,833,986
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△42,394
親会社株主に帰属する 当期純利益				591,975
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	—	—	△9,672	△9,672
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△9,672	539,908
2020年3月31日 残高	—	—	—	4,373,894

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,825,323	流 動 負 債	2,822,807
現 金 及 び 預 金	1,846,626	買 掛 金	989,085
売 掛 金	1,154,346	短 期 借 入 金	770,000
リース債権及びリース投資資産	87,840	1年以内返済予定長期借入金	502,618
商 品	77,189	未 払 金	191,996
貯 蔵 品	219	未 払 費 用	47,271
前 渡 金	5,710	未 払 法 人 税 等	43,996
前 払 費 用	14,002	賞 与 引 当 金	5,507
短 期 貸 付 金	470,000	そ の 他	272,331
立 替 金	130,667	固 定 負 債	836,581
未 収 入 金	35,194	長 期 借 入 金	722,833
そ の 他	3,525	預 り 保 証 金	28,000
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	69,074
		そ の 他	16,674
固 定 資 産	1,571,840	負 債 合 計	3,659,388
有 形 固 定 資 産	297,801	純 資 産 の 部	
建 物	3,786	株 主 資 本	1,737,775
車 両 運 搬 具	736	資 本 金	728,734
工 具 、 器 具 及 び 備 品	293,278	資 本 剰 余 金	688,336
無 形 固 定 資 産	12,004	資 本 準 備 金	688,336
投 資 其 他 の 資 産	1,262,035	利 益 剰 余 金	1,205,843
投 資 有 価 証 券	43,758	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,205,843
関 係 会 社 株 式	1,119,403	繰 越 利 益 剰 余 金	1,205,843
差 入 保 証 金	95,501	自 己 株 式	△885,139
破 産 更 生 債 権 等	57,477		
そ の 他	3,371		
貸 倒 引 当 金	△57,477	純 資 産 合 計	1,737,775
資 産 合 計	5,397,164	負 債 純 資 産 合 計	5,397,164

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,764,524
売上原価	5,859,423
売上総利益	905,100
販売費及び一般管理費	1,031,189
営業損失	△126,089
営業外収益	
受取利息	9,057
その他	5,138
営業外費用	
支払利息	15,799
支払手数料	11,000
債権売却損	8,300
その他	2,811
経常損失	△149,804
特別利益	
関係会社株式売却益	258,574
固定資産売却益	436
受取和解金	1,300
新株予約権戻入益	11,703
特別損失	
固定資産売却損	1,637
固定資産除却損	7,715
税引前当期純利益	112,856
法人税、住民税及び事業税	34,279
当期純利益	78,577

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益剰 余 繰越利益 剰余金	利益剰余金計 合		
2019年4月1日 残高	728,734	688,336	688,336	1,169,660	1,169,660	△885,139	1,701,592
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△42,394	△42,394		△42,394
当期純利益				78,577	78,577		78,577
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	36,183	36,183	-	36,183
2020年3月31日 残高	728,734	688,336	688,336	1,205,843	1,205,843	△885,139	1,737,775

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 計 合		
2019年4月1日 残高	-	-	9,672	1,711,264
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△42,394
当期純利益				78,577
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	△9,672	△9,672
事業年度中の変動額合計	-	-	△9,672	26,510
2020年3月31日 残高	-	-	-	1,737,775

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

アルファグループ株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 齊 藤 孝 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 井 和 人 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 尾 関 高 徳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルファグループ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルファグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意見決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

アルファグループ株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 斉 藤 孝 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 井 和 人 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 尾 関 高 徳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルファグループ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

アルファグループ株式会社	監査役会
常勤監査役 (社外監査役)	松 寄 進 ㊟
社外監査役	高 橋 雷 太 ㊟
社外監査役	青 村 克 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期業績及び今後の事業環境を考慮し、当期の期末配当につきましては、1株あたり15円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

・当社普通株式1株につき金15円

・配当総額42,394,755円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

(注) 当社は2020年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。上記期末配当は、2020年3月31日現在の株式数に対して行われます。

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数 (株)
1	よしおか しんいちろう 吉 岡 伸 一 郎 (1970年5月29日生)	1997年10月 当社設立 代表取締役社長就任 2001年1月 当社代表取締役会長就任 2009年6月 当社取締役会長就任 2012年4月 当社代表取締役 最高事業責任者就任 2013年4月 当社代表取締役社長就任(現任) (重要な兼職の状況) アルファインターナショナル(株)取締役会長 (株)アルファライズ代表取締役社長 アルファエネシア(株)取締役 (株)クロード取締役	847,900
(取締役候補者とした理由) 創業以来、当社の数多くの事業の立ち上げに携わり、現在のモバイル事業、オフィスサプライ事業、環境商材事業に精通しており、豊富な経営経験と事業運営経験により、当社全体を経営していることから、引き続き当社の取締役候補者となりました。			
2	とく やま むね とし 年 徳 山 宗 年 (1974年1月26日生)	1998年5月 当社入社 2001年4月 当社モバイルビジネス代理店部門リーダー 2003年10月 当社モバイルビジネス代理店部門マネージャー 2008年6月 当社執行役員就任 2009年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) アルファインターナショナル(株)代表取締役社長 (株)アルファライズ取締役 アルファエネシア(株)取締役 (株)クロード代表取締役社長	6,800
(取締役候補者とした理由) 入社以来、当社の主軸事業であるモバイル事業に従事し、携帯電話販売に関わる数多くの業務経験を経て、2008年6月から、携帯電話販売事業を専属で行う為に設立したアルファインターナショナル(株)の代表取締役社長を務めており、モバイル事業運営における豊富な業務経験を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数 (株)
3	にし の 野 ゆたか 裕 (1966年7月5日生)	<p>1988年4月 (株)日本エルシーイー入社 1988年9月 (株)ベンチャーリンク転籍 1993年11月 (株)エフアンドエム入社 1998年4月 同社東京支社長兼T S企画部長 就任 1999年4月 同社再就職支援事業部長就任 2000年11月 (株)チャレンジャーグレイクリスマス代表 取締役社長就任 2003年7月 (株)ビジャスト代表取締役社長就任 2007年4月 (株)ビジャスト総研代表取締役就任 2013年6月 当社社外取締役就任 2015年3月 当社社外取締役辞任 2015年6月 当社社外取締役就任 2016年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) アルファエネシア(株)代表取締役社長</p>	—
(取締役候補者とした理由)			
現在において当社が最も注力している環境商材事業の主力営業を担いつつ、豊富な経営経験や、当社人事戦略に関わる顧問及び当社社外取締役を務めていた経験を活かし、営業面においてだけでなく、管理面においても常に俯瞰した視点でのモニタリングを行っていることから、引き続き取締役候補者となりました。			
4	わた なべ まもる 守 (1970年4月3日生)	<p>1990年7月 三好司法書士事務所入所 1994年1月 芳賀司法書士事務所入所 2002年8月 渡邊司法書士事務所(現・渡邊司法書士・ 行政書士事務所)開設 (現在に至る) 2005年6月 (株)アロンエステート社外監査役就任 2006年6月 (株)メッツ社外監査役就任 2007年6月 (株)リヴァンプ社外監査役就任 2016年6月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 渡邊司法書士・行政書士事務所 司法書士、行政書士</p>	—
(社外取締役候補者とした理由)			
過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが司法書士の資格を有しており、会社法等に相当程度の知見を有していること、上場企業における監査役としての経験を有していることから、取締役の業務執行に対する監督においてその経験を活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡邊守氏は社外取締役候補者であります。
3. 渡邊守氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 渡邊守氏は、社外取締役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定められております。なお、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 各候補者の有する当社の株式数は、2020年4月1日付けで実施した株式分割（1株を2株に分割）前の当期末日時点における株式数を記載しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年6月24日開催の第22回定時株主総会において補欠監査役に選任された野村典之氏の選任の効力は本総会開始の時までとされており。つきましては、監査役が法令の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は以下のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	候 補 者 の 有 す る 当 社 の 株 式 数 (株)
の む ら の り ゆ き 野 村 典 之 (1943年9月30日生)	1968年4月 日本ファイリング(株) 入社 1990年5月 同社本店特販部長就任 1997年12月 同社営業副本部長 兼本店第二営業部長就任 1998年6月 同社取締役就任 1999年6月 同社営業本部長就任 2003年6月 同社常務取締役就任 2005年4月 同社取締役販売本部長就任 2007年6月 同社退任 2008年6月 当社補欠監査役 2009年6月 当社監査役就任 (補欠の社外監査役候補者とした理由) 企業経営等豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していること、以前に当社と顧問契約を交わしており当社の事業等に関して深い理解があることから、引き続き補欠の社外監査役候補者となりました。	—

- (注) 1. 野村典之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 野村典之氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 野村典之氏は、社外監査役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、監査役就任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定める予定です。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号

アイビーホール青学会館 グローリー館 2階 ミルトス

電話番号：03-3409-8181



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。